**YLOニュースレター（2024年12月号）**

皆様

年の瀬ですが、お元気にお過ごしですか？

ことしも暑い夏が続いたと思ったら、急に寒くなり、季節が徐々に遷ろうことがなくなりました。日弁連法務研究財団の滝井繁男行政争訟奨励賞の表彰式に参加するために大阪に行きました。今回、奨励賞を受賞された旧優生保護法弁護団の新里宏二共同代表や関係者の方々にお会いし、財団が引き受ける可能性のある検証研究事業の打ち合わせもしました。偶然、政府の独占禁止法改正懇談会でご一緒した中川丈久神戸大学教授とも邂逅し、懇親会では昔話に花が咲きました。中川教授は選考委員会の委員長を務めておられます。まだ弁護士の通信秘密の設置活動をしているの？と驚かれました。旧優生保護法の人権侵害は甚だしく、それが欧州にもあったことに驚きを感じ、また踏まれても立ち上がる弁護団の努力と最高裁の勇気ある判決に感銘を受けました。法の支配は本当に大切ですね。

来年もよろしくお願いいたします。

**最近の独占禁止法の動向（当事務所で興味を持っているもの）**

〇　**公正取引委員会**は、**12月19日**に、**福岡で家具卸売業を営む関家具**に対して、**再販価格維持行為**を実施したとして**排除措置命令**を発出した。同社は、遅くとも令和２年２月頃以降、同社の商品であるエルゴヒューマンを、**同社の参考価格で販売することに同意**させ、それに違反した販売先には**警告**を発し、それでも**値引き販売をした販売先には出荷価格引き上げ**をするという方法で、関家具が定めた参考売価で販売するようにさせていたというものである。典型的な再販売価格維持行為であるが、このような販売方法がまだ実施されていることに驚きを禁じ得ない。独占禁止法の幅の広い啓発活動が必要である。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241219_kyusyu_sekikagu.html>

○　**公正取引委員会と経済産業省**は共同して、**11月22日**、**電力市場における公正かつ有効な競争**の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「**適正な電力取引についての指針**」を作成して公表し、これまで制度改正等に伴い、**本指針の改定を行い公表**した。同指針は、**卸供給契約における不当な料金設定**、**卸供給契約における取引制限条件**などについて指針を提供するものである。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241122denryokugl.html>

〇　**公正取引委員会**は、独占禁止法上の**優越的地位の濫用**の観点から、**飲食料品の製造業者・卸売業者・小売業者間のフードサプライチェーンでの取引における商慣行**について実態調査を実施することとし、本年９月、関係事業者に対して**ウェブでのアンケート**を開始した。

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1220_foodsupplychain.html>

〇　**司法省反トラスト局（DOJ）**は、**９月24日**、**VISA**が**デビットネットワーク市場（debit network markets）**において、シャーマン法第１条及び第２条に違反して**独占化及びその他の違法行為**を行ったとしてニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に**民事提訴**した。すなわち、VISAは加盟店や銀行に対して排他的な契約の網を課し、このような契約は、別のデビットカードネットワークや代替決済システムを利用しようとするVISAの顧客にペナルティを課すことにより強化されている。VISAは、①デビットネットワークにおける加盟店及びその銀行と②消費者及びその銀行の両市場で巨大な規模を維持しており、VISAの排他的慣行は、競合他社が競争することを阻害しているというものである。

<https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/usa/2024usa/202411us.html>

**独占禁止法以外で当事務所が興味を持っている分野の情報**

〇 **2024年の通常国会**において、プロバイダ責任法を**情報流通プラットフォーム対処法**に改正する法律が成立した。情報流通プラットフォーム対処法には、インターネット上における**誹謗中傷等の相談件数が高止まりする状況**を踏まえて、大規模プラットフォーム事業者に対する新たな規制が規定された。すなわち、**大規模特定電気通信役務提供者として指定される場合**（インターネット上で発信できるサービスのうち、**一定規模以上のもの**を運営する事業者）、**送信防止措置の申出者に対する通知、送信防止措置の実施に関する基準等の公表、送信防止措置を講じた場合の発信者に対する通知等、 送信防止措置の実施状況等の公表などの措置**を取る必要がある。情報流通プラットフォーム対処法は、**2025年5月まで**に施行される予定である。

○　ニュースメディアによると、**消費者庁の検討会議**は、**公益通報保護制度の見直し**についての報告書を取りまとめたということである。**通報を理由とする解雇や懲戒に新たに刑事罰を導入し、正当な理由なく通報者を特定することも禁止**する。これまで、行政庁でも通報者の特定行為があり、不幸な事件が複数起こっていることにやっと目を向けたと評価できる。報告書が法制度の改革につながり、公益通報が機能することを期待している。

当ニュースレターの記事、内容に関するご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

矢吹法律事務所

東京都港区愛宕1丁目3－4愛宕東洋ビル4階

電話 03－5425－6763

Fax 03－3437－3680

電子メール　k.yabuki@yabukilaw.jp

HP  <http://www.yabukilaw.jp>

＃**「草野芳郎ADRセンター」**へのご連絡はこちらにお願いします。**通常のアドホック調停及びウェブ調停を実施**しております。早期の紛争解決をお望みの方は是非ご利用ください。

[草野芳郎ADRセンター](http://www.yabukilaw.jp/adr.html)

〇**草野芳郎弁護士**が、「**新和解技術論～和解は未来を創る**」（信山社）を出版していますが、人気の高い「和解技術論」の改訂版です。当事務所では1割引き（定価2000円税別）で販売しています。社内のコミュニケーションにも大変参考になります。ご興味のある方はYLO（soumu@yabukilaw.jp）までお申し込みください。

（YLO News Letter毎月10日頃発行）